

## 中近世移行期近江村落の役負担と階層

深谷幸治

### はじめに

戦国後期から織豊政権期、そして江戸時代初期・前期へと連なる移行期の村落研究において、追求されていくべき重要な課題として、当時の村落内での諸役負担がどのような形で行われ、それがいつの時点で、またどのような契機や過程で近世的な負担分担形態（庄屋給の規定や、小百姓の闘争を通じた家割と高割両立体制への変化など）へと変質していったのか、という問題がある。

これらについては、江戸前期の畿内村落の村役史料を検討し、その各種役負担の内容や家格による区別、その起源の中世への遡及などについて整理し言及した水本邦彦氏の研究<sup>(1)</sup>、また江戸時代的村入用負担制度の成立や、その割付方法を河内村落の事例をもとに詳細な分析を加えた菅原憲二氏の研究などが<sup>(2)</sup>、既に一つの到達点としてよく知られている。さらに中世・戦国史の側からのアプローチとして、藤木久志氏による一連の研究や、

宮島敬一氏による近江の事例検討が存在する<sup>(3)</sup>。

こうした先行研究の蓄積によって、村落内での負担の高割化への過程や、江戸時代における夫役台帳・村入用帳などの成立、負担方式再編の実態などが明らかにされてきた。一方で、特に戦国末期や織豊政権期など、村落内各階層の分化が不明瞭であった時期の、それぞれの分担関係や、それが江戸期の役負担秩序のどの部分に反映し、あるいは反映されず変質したのかという問題に関しては、いまだ検討の余地が少なからず存在しているものと考ええる。

そのため本論では、以上のような問題認識の上に立ち、こうした各種の役負担の分配に関して、該当時期の村落がそれをどのように処理しているか、また役の種類によって、村内のどの階層が主体となってそれを負っているのかといった部分を、具体的なその時代の在地村落史料から明らかにしていくこととしたい。この分析により、特にこの時期の村落に存在した侍分クラスや惣代クラスなどの村落上層階層、また江戸期に至り村役人としての庄屋・年寄などになるそれら階層の一部と、同時に一種の在地特殊身分として残存する地侍（もちろんそれら旧侍分が、江戸期村落の中で庄屋らと共通するということもあり得る）との関係、またそれぞれの立場を解明し、さらにそれら階層の動きに対する、小百姓側による同調あるいは対立の動きなどを通じて、村落内各階層の関係やその立場・地位が、いつの時期までにごう変化していったのかということの具体相を、可能な限り明らかにしていきたい。在地侍分と百姓それぞれ負担のあり方や、その分担をめぐる関係を切り口とする理由は、「役の問題は身分の問題の一側面」とするとならえ方に、賛同できると考えるからである<sup>(4)</sup>。

また村落の構成員にかかる負担として、村の借財返済の際の負担分配や、諸行事・普請・村（惣）有財産管理

など村落自体の必要性から生じる役負担、つまり村役と、上級権力側から賦課される諸役、例えば公事徴収の際の労役や陣夫役など、いわば公役といえるものの両方が存在する。このいずれもが、当然村の構成員にとつては、金銭的・物質的また肉体的負担となるものである<sup>(5)</sup>。前者の負担は、正式な村落構成員としての資格をもたらし、後者のそれには公事負担による一定地域の利用権、あるいは自然材の用益権などの一種の見返りが期待できたという、各構成員個人また村落全体にとつての何らかのプラス面が存在した。

しかしそうした性格の如何を問わず、それらの役が、村の構成員にとつての負担であったことは間違いない。よつて本論では負担をその二種に分け、それぞれの場合について村落上層、特に在地侍衆がその処理にどう関与しているか、それが村落内の階層間の関係にどのように影響し、また村落側や権力側からの諸規制・規定にどう反映されているかといったことを考察する。以下の二つの節は村役・公役それぞれに対応しているものである。取り扱う対象地域としては、戦国後期から江戸初期にかけての村落史料が、惣村組織の発達のため比較的多く残存している、近江の琵琶湖南部の事例を主に見ていくこととしたい。

## 一 村役負担

本節ではまず、村落自体の要請によつて生じる、その村落構成員各人の負担、すなわち村役の負担関係と、そこに介入する侍分との関係についての分析を行う。近江では惣村組織の発達によつて、残存状況にやや地域的な偏りはあるものの<sup>(6)</sup>、戦国時代以前からかなり豊富に村落史料が見られる。そうした史料が集中的に伝存する

近江の地域・村落の中で、特に戦国末期から織豊政権期にかけての村落文書が比較的多く残る、野洲郡兵主郷内の安治村（現野洲市安治）の「安治区有文書」という一連の文書群がある<sup>(7)</sup>。

同村の属する兵主郷とは、その地理上のほぼ中心的部分に位置する五条村（現同市五条）に存在する、兵主神社の信仰圏をそう呼称するようになったものと思われる。同郷の正確な範囲は確定できないが、「安治区有文書」中にある明応六（一四九七）年成立の「いろいろ帳」と題される帳面によると<sup>(8)</sup>、「兵主十八かう」という記載がある。

以下、同区有文書を主として使用し、安治村の状況を中心に、周辺地域の事例も適宜参考にしながら、当時の村落内部での役負担と村内部の階層との関係について検討していくこととする。

次の史料一は、「安治村惣之帳」と題されるものの一部で、織田政権期から豊臣政権期にかけての天正九く十一年（一五八一く三）年に、同村の蘆公事負担の際の隣村との相論や、同時期の諸方面への借米返済などを記録した帳面の抜粋である<sup>(9)</sup>。

#### 【史料一】

午三月七日二堤にてかる、五石之内、り四わり之定、壹石八よしの夫遣、孫衛門渡、残四石八夫衆之中へ遣候、惣かり二借状し候ハね者、米御かしなく候由、皆々被申候、侍衆もほんの次申候、米返弁之時ハ、夫衆のなミハ米はいとう申間敷之由候間、さてく同心申候、何も少ハ侍衆も合力可申候之由候、但此借状ハ、り并加七石之分、預り状仕候て来九月十日の状二し候て堤へ遣申候、

この内容は、安治村が権力側から何らかの夫役を課され、その費用に宛てるための米を隣の堤村（現同市堤）から借りた際、「惣かり」の形でないと貸さないと、堤側の「皆々」が言うので、安治村の侍衆も「はんの次」、つまり署判をして、惣村としての借用状を作成したと記しているのである<sup>(10)</sup>。当時の在地社会においては、侍分も合わせて惣村が形成されると認識されていたことが明らかであろう<sup>(11)</sup>。

こうした侍衆の惣への所属性は、元龜年間に、近江南部の一向一揆に荷担しない旨を琵琶湖南部地域の諸村に書かせ、織田政権側が徴収した一連の起請文群「元龜の起請文」中に、明らかに在地侍分である惣代と、同様に百姓である惣代とが並列で現れてくる事例からも指摘できる<sup>(12)</sup>。

例えば元龜三（一五七二）年三月付の富田村<sup>とだ</sup>（現守山市立田町）「起請文前書之事」では、まず「富田惣代」という肩書きで富田河内守則綱・同大学介則高の二人が署判し、その後的一段下げて「富田・立花惣百姓惣代」と書かれ、略押がある<sup>(13)</sup>。名字・官途・実名を記す富田河内守らは明らかに「惣百姓」とは異なり<sup>(14)</sup>、侍分と見られるが、同時に「富田惣代」として在地村落代表としての立場も持つ。一方で、百姓側の代表である「惣百姓惣代」も、侍分惣代とは別個・同時に存在するのである。この場合は、その両惣代が村落を代表して、一揆への村落構成員の参加禁止という、在地へ課せられた行動規制を遵守することの保証を行っているもので、先の安治村の事例のごとく在地村落間での交渉のみならず、権力側に対する場合にも、二つの階層の惣代の並立という状況が、実効的に存在し機能している実例を示すものである。

この史料一の内容に見られるごとく、侍分惣代は村落構成員の役負担分（「夫衆のなミ」）は賦課されないのだが、しつしつ同意して署判したにも関わらず、少しは返済に合力すると侍衆側から申し出ている。この場合、村

落の必要経費を同村内で分担して返済するわけであるから、その負担は村役の一環であり、侍分にはその負担をさせないという約束をしたということなので、その点からすると、在地侍分は村落の正規構成員には当たらないと考えることもできよう。安治村の周辺村落に居住していた侍分が、当時の指出史料に給人として現れているのと同様<sup>(15)</sup>、安治村の侍分も、在村していながらも、身分的には百姓と分離し、既に給人化していることも考えられる。だがそれで村役負担との関わりが一切ないかという点、侍分自身も必ずしもそう割り切ることができず、多少は百姓側に合力して負担すると申し出ているのである。これは給人として百姓から分離する方向をたどりつつも、村落への義理が残り、一部なりとも負担せざるを得ないという、当時の侍分の権力側と在地側への両属性を示す事実と取れる。

しかし一方で、「惣かり」の状に署判を求められた事実のように、他村から見た場合には、侍分もその居住する場所の惣組織に所属するという、在地での自明の認識が存在し、直接の村落構成員というよりは、借分返済の際の、一種の連帯保証人としての役割を期待される場合もある。さらにまた安治村と他村との相論の際に、周辺諸村の侍分が仲人を勤めている事例などに見られるごとく<sup>(16)</sup>、こうした侍分の関与により、在地での問題処理を悪化の方向に向わせず、地域内でより円滑に処理されるということもあつたのである。

これらの事実は、在地する侍分が、村落との共存的関係、また在地有力者として百姓側から期待される裁定機能などといったものに、まだある程度の拘束を受けていたと共に、侍分自身の方でも、その在地での影響力及び利権を維持するため、ある部分で在地村落において生じる諸問題に関与し続けていたことを示しているものと考ええる。史料一で村役の一部負担を侍分側から申し出ていることも、そうした関与の一環を成すものであろう。村

役を負担することと、在地階層の一つである侍分との関係は、一種の利益集団として、自らの在地での利権を補完する手段の一部としての意味があったものと考えられる。

こうした村落の出費は、村自体の必要性に応じて発生したものでなく、史料一の事例のように湖岸の蘆刈り夫役用経費など（「壺石ハよしの夫遣」）、その原因が公役の賦課にある場合もあるので、一種の公役付随役と言うことも可能で、現に同村の指出史料を見ると<sup>(17)</sup>、「一筆毎の給人の部分に「御蔵入・夫給」「夫給・山岡分」などと「夫給」が含まれている箇所があつて、あらかじめ年貢分内に夫給分が組み入れられていたことがわかる。そのため最終的には前出史料一の夫衆渡分も、年貢収納の際に差し引かれることになるのであろうが、ここでは臨時の負担分として、村自身が近隣他村から借米という形で調達しており、その負担を村構成員で配分しているの、やはり村役の一部を成すものとして扱つておくものである。

次に安治村が、実際に村役負担を構成員各人にどう割り付けているかを見ることにする。同村には、役銭や神事に使用する餅など現物の負担割付を示す史料が数点、いかなる理由からか天正十六（一五八八）年のものの中に残存している<sup>(18)</sup>。このうち公役割付に関するものについては後述する。

ここではまず「かきとりすし日記」と題される記録から見ていく。これは記載分が全部で三十一筆あり、内一人の名が重複しているため、人数は三十人である。「すし日記」と題されつつも、内容は神事餅の負担を配分したもので、二個配分されている者が最も多く、二十人を占める。一方で太郎衛門という人物が一人で二十三個負担している。この太郎衛門は、天正九年から十年の三つの史料に惣代として現れる太郎衛門と同一人と思われる、頻繁に交替する惣代（後述）の中でも、この人物はある程度の経済力を持つていたことを示している。だが同人

は指出史料にはその名が見えず、その田嶋作経営規模等に関しては判然としない。

同種の史料である「かき取すし日記之事」は、前述の「かきとり」と同日の、天正十六年閏五月八日の日記があり、二十四筆・二十五人の名がある（二人重複、一筆二人分割）。こちらでも二個負担が多いが、やはり共通して現れる太郎衛門が四十六個負担している。さらにその翌日付で、「すしたちん」なる記録があり、こちらは神事用鮪（鮒鮪か）の費用割当である。二十二筆で二十四人の名があり、太郎衛門は二十文負担で、ここでは二十五文負担の源介につき二番目の分担当である。源介も天正八年・同九年の一時期に惣代を勤めている人物である。

各個人によって負担分がかなり大きくなっていることは、この負担割付が、明らかに高割で行われたことを意味している。同村は惣代の交替が頻繁で固定化していないことから、村落構成員の経営の平均化がかなり進んでいたと思われるが、やはり一部惣代経験者の中には、村役負担の大きな部分を占める特定の家が存在していたのである。

一方でこうした史料の中には、先の「元亀の起請文」に見られるような、名字や官途を持った名前が全く見られず、よって侍分は基本的にこれら村役の割付を受けてはいない。史料一で侍分側から一部負担を申し入れていた理由は、それがこの「く日記」の場合の村祭祀などの関わりで徴収されるものではなく、惣全体の維持・存続に関わるものと判断したためであろうか。前述「元亀の起請文」の事例を考慮すると、百姓の構成する惣組織の上に、各村に在地する侍分の惣組織あるいは集団が存在し、村祭祀に関係する問題処理は百姓の惣の方のみ決定されていたものとも考えられることも可能だが、その機能的な分担関係は、ここでは明確にできない。



また安治村の例ではないが、村役負担と在地の特定階層との関係を示す、次のような文書がある<sup>(19)</sup>。

【史料二】

誓文状之事

忝 伊勢大照皇大神宮（以下神名省略）、御しやうらん被成候へ、只今談合申候議、余所へも、又女房子共

二も、他言申問敷候、又此十五人衆内ハ、いかやうにも多分二付キ二談合可仕候事、

一、入めん・しつつい参候共、互かりやい出シ可申候、是又しつつい儀ハ、惣中へさはかせ可申候事、我人かたやをひき、い儀申問敷候事、

慶長十乙巳六月廿二日

宇治河原村

久左衛門（花押）

十五人衆

（以下計二〇人署名、一部略押有）

この史料二は、甲賀郡宇治河原村（現甲賀市宇川）に伝存する、宇川共有文書の一部である。同村は慶長十（二六〇五）年以降、江戸中期にかけて、周辺村落と野洲川の河原論や山論を繰り広げた際の一連の史料を残しているが<sup>(20)</sup>、その中でここに引用した誓文は、同村の指導階層の存在と、その内部での役負担の取り決めを示した興味深いものである。

ここでは同村内に「十五人衆」（実際には二〇人署名しているが）として括られる特定の集団が存在し、それ

がおそらく相論に伴う諸費用としての入目、及び同様に支出される村財政の損失部分を、まずこの集団内で「かりやい」つまり融通し合つて処理し、それによつても補填しきれない損失が出た場合には「惣中へさはかせ」るとしている。

同村は家数改等の史料がないので、この時点でどの程度の戸数・村落構成員数があつたものか確認はできないのであるが、比較的近い時期の元和元（一六一五）年に同村が作成した相論関係史料によると「宇治河原村より得道具を持、百二十人罷出候と被申上候へ共、宇治河原地下中、門なみに老間も不違罷出候ても六拾一人ならて八無御座候」との既述があり<sup>(21)</sup>、この村には当時少なくとも六十一人の「一軒前」の村落構成員がいたことがわかる。一軒を一人が代表するとは限らないものの、先の史料二に署名した二十人はその約三分の一であり、十五人ならば四分の一となる。

これが同村の上層階層を構成する人数と考えるに、多い数字か否かは見方によつて異なるであろうが、ここに書かれた文言からすれば、明らかに村落内の一部のグループが、村財政の損失分等につき自分達内部での負担を秘密裏に取り決め、さらにそれが困難な場合に至つて惣の負担と成す、つまり他の構成員にも負担分担をさせると約しているのであり、村落内で一定の負担を担い得る経済力を持ち、他の百姓と立場・利害の異なる特定階層の集団が存在していたことは確実である。その損失分等の率先負担の約定は、当然自らが一定の損失を負うこととなつても、村落内部で自分達の地位・権威を維持するために、それが必要であると考えていたからに他ならず、この点で先の史料一に見るところの、侍分による自主的な負担申し出と共通するものがある。ここで審判している人物に名字等は見られないため、直ちに先の侍分と同じ状況と見なすことはできないが、慶長期という时期的

な状況もあり、以前からこの村落に在地していた侍分の一部または全部が、ここで誓約している村落上層と重複するグループに転化しているということは十分に考えられる。

村役の負担関係、特にその量の多寡や、あるいは特別な状況下（惣の財政的逼迫や、在地相論解決の必要性など）での負担関係は、こうした村落内の侍分、またその系統を引く可能性のある特定階層グループが、自らの存立基盤を維持するための重要な抛り所であり、その立場を示す指標としてとらえることができるものである。

## 二 公役負担

上級権力が在地村落に賦課する諸役を、ここでは公役として一括しておく。その中で権力側・在地側双方にとって最も重要であり、村の主要な負担となるものは、言うまでもなく年貢であるが、これに関しては、戦国大名段階から各地で指出形式を主とした村毎、あるいはその中で、さらに田畑一反毎のレベルで高（収穫高・年貢高）や名請人・給人の把握と確定の作業が見られる<sup>22)</sup>。同時に、これは村役・公役に共通して言えることだが、役賦課の主体が上級権力側であっても、また村落自体であっても、その賦課に際しては村落を構成する家の数と、そのそれぞれがどの程度の負担を担い得るかという実状を調査確認することが、賦課の前提作業として必要となる。村役の場合は、賦課の際に当然そうした村落内各戸の状況を村の構成員全体が承知しているので、明確な文書の形で家数等について記録を成すこともないと思われるが、公役賦課の場合は、権力側がそれを知っていることが、各村落に賦課する役の量を算出する前提となる。

天正九（一五八一）年正月に前出の安治村が織田政権側に提出した、この時期の安治村周辺地域の指出作成とその徴収に伴う誓文に、「検地之外、指出其外浦役・郷役少之上り物、此外無御座候、斗代付・年貢之入方少も相違候ハ、何様ニも被成御糾明候」とあり<sup>(23)</sup>、「浦役・郷役」としての公役賦課の対象がこの村に設定され、その分も「此外無御座」とあつて、田畑屋敷地等の指出と共に何らかの形で申告されていることが判明する。

一方で兵主郷内においては、その鎮守社としての存在である兵主神社の神官一族が、戦国期から織豊期にかけて、同郷を貫流する野洲川に漁業用の築を設置し運用する権限を持っていたことが、同社文書によつて知られ<sup>(24)</sup>、その築の実際の運用に当たつては、同郷内村落の住民が関与していた可能性も指摘できる。これにつき、やや時代は遡るが、次の史料三を提示しておきたい。

### 【史料三】

兵主郷内吉川築之事、当庄神領者、彼築衆指持人之事候之間、要脚等令免除者也、仍状如件、

明応貳

出羽守（花押写）

後四月十六日

当庄 築衆中

これは戦国時代前中期とも言える明応二（一四九三）年四月に作成された、兵主郷の築衆中宛て出羽守（六角氏被官伊庭貞隆）の判物写であり<sup>(25)</sup>、内容は同郷内の吉川（現野洲市吉川）地域内の野洲川に存在する築は、

兵主神社の「神領」であって、築衆はその「指持人」であるから、要脚銭などの賦課を免除するということを通達したものである。「神領」とは、この築の権利・利益が兵主神社の所持となつてゐることを意味しているものである。また「指持人」とは、『日葡辞書』などにも見当たらない表現であるが、内容から判断して、築の管理・運用者という意味としか思えない。つまり同郷の住民で、兵主神社利権となつてゐる築の維持管理に関わつてゐる者は、六角氏側から賦課される要脚銭を免除される特権を持つてゐるのであり、これに同郷内の複数村落の住民が関わつてゐた可能性を指摘できる。兵主神社の神供に関係することにより、在地村落（の一部住民か）側が公役負担の一部を免れてゐたことになる。

さらに同社文書の、天文十五（一五四六）年八月の同社社家中に宛てた六角氏側の奉行人連署奉書写を見ると<sup>26</sup>、「社領築衆」の事は、野洲川の流れに打築御供を付けることが先例となつてゐるので、「雖為何之在所」新儀の輩が築を設置することは固く停止するとある。野洲川の築漁業権を同社とそれに関わる築衆のみに認めたもので、新儀の設置を禁止してゐるものだが、他郷に限らず、同郷内でも築衆として特定の地位を所持してゐる者、あるいは村落にしか認められてゐないものであろうか。安治村の場合はその関与や利害の度合いが明確ではないが、地域の漁業権との絡みで、このような状況も同一の郷内に存在してゐたのである。

では安治村の具体的な利権としての、地域における漁業経営に関わる「浦役」を示す文書としてはどのようなものがあるか。これは前節で言及した天正十六（一五八八）年の一連の「日記」と題される史料のうち、「えり 舩せんあつめ日記」というものが見られる<sup>27</sup>。これは全二十八筆で、一人重複してゐるため人数は二十七人である。この数は後述する天正七年の家数改めに記載されている、本家の数二十六軒に、完全ではないがほぼ一致

する。「魴せん」とは湖岸集落である安治村が、漁業用に湖中に仕掛けておく定置網の一種、魴による漁獲高に賦課される税分と考えられ<sup>(28)</sup>、当時既に公役負担分として年貢化されていたらしく、これと同年同月の史料に「魴年貢」の皆済状も存在する<sup>(29)</sup>。ここでは「魴年貢」として同村から計一石が納入されており、日付が前出の「魴せんあつめ日記」と同月の二十日であることから、このときの魴銭集めに対応したものとしか考えられない。「日記」では銭で集め、その総計は八四九文である。米価変動もあろうが、五月という端境期であることを考慮すると、ほぼ一石に相当する値段と見てよいのではないかと思われる。安治村は漁業への賦課役を銭で構成員から徴収し、それを米に替えて、夏に年貢の一部として納入していたのである。

さらに関連して、安治村における役家把握について見ると、公事賦課のため織田政権の時期に実施されている例が何点かの文書に見られ、その具体的な数字もあげられている。まず元龜二（一五七一）年の安治村後家の書出しによると<sup>(30)</sup>、同村にはこのときに十一軒の後家が居住しており、その構成は「うは」七軒に「ハちひらき」「こちき」「しやみ」「うせ人」となっていて、老婆や在村出家者などである。同史料の末尾には「此外後家御座候ハ、少つゝ成共懸米可申付候」と記され、この書出しに名のある後家には懸米は成されないが、そこで少しでも懸米を申し付けると言っているのは、この書出しに名のある後家には懸米は成されないが、それ以外に後家が存在した場合に、申告に虚偽があったものと見なされて何らかの名目の米等の賦課がかけられるということの意味なのか、あるいはここに出てくる後家にも既に一定の役米は課されていて、その他の後家が出来した場合にも同様に課されることを指しているのか明確でないが、次の史料四を見ると、後家であってもある程度の公役を負担させられていることが確認される<sup>(31)</sup>。

候ハ、少つゝ成共懸米可申付候」と記され、この史料が上級権力側に提出されたことを示す記述が見られる。

ここで少しでも懸米を申し付けると言っているのは、この書出しに名のある後家には懸米は成されないが、それ以外に後家が存在した場合に、申告に虚偽があったものと見なされて何らかの名目の米等の賦課がかけられるということの意味なのか、あるいはここに出てくる後家にも既に一定の役米は課されていて、その他の後家が出来した場合にも同様に課されることを指しているのか明確でないが、次の史料四を見ると、後家であってもある程度の公役を負担させられていることが確認される<sup>(31)</sup>。

【史料四】

(前欠か)

安治わら三つミニ十はゆい十六束ほそなわ四十たくり十はゆい 四束二巴、明後日新宮へ持参可相渡、  
右相議候て請取出候者也、

天正七年

木村

十一月廿二日

柴 新七 奉行

本家数廿六間内、六間さしおき、残廿間なわらかり申候間、進候、  
後家十六間二わひ申候、なほ又わらかり候へ共、わらまてにて候、

この史料に登場する奉行木村・柴両名は、天正七年当時野洲郡地域を管轄していた信長重臣の一人佐久間信盛の被官と見られる。またこの史料は、文章のはじめの部分が用紙の最前部の縁に非常に近く書かれているため、その前に何らかの内容が書かれていた文書の前欠断簡の可能性がある。日付以前とその後とで筆跡は同一であり、またその字は同時期に他の安治村内部文書を書いている人物のものとはほぼ一致するので、この史料四は奉行からの指示書を村で書き写し、その後「本家数く」以下の部分を参考として書き加えたものと推定される。

ここで村には藁縄の供出が課され、その量も指定されているわけであるが、日付以後の部分により、この時点で同村には公役を負担可能な本家が二十六軒存在し、その内六間が「さしおき」つまり負担を免除され、また何

らかの理由で通常の役負担ができない後家（読みは「ほんや」に対する「うしろや」か）が十六間あるものの、それらも役の一部は負担していることがわかる。同村の総家数は計四十二軒ということになり、役負担を差し置かれている六軒はおそらく惣代である。天正五年から文禄二（一五九三）年の同村史料に現れる惣代の人数は三人から六人までであり、かなり頻繁に交替が行われている上、人数の変動もあるが、六人という事例が最も多く（十二例中七例）、かつ六人が上限でそれ以上の例はない<sup>32</sup>。公事役負担の免除は、惣代の特権、あるいは役料の一形態として捉えられているものと思われる。

一方これよりやや以前、天正五（一五七七）年に、やはり織田政権側の公事役賦課を前提にして作成されたと考えられる「定安治村家やくおきめの事」と題する史料では<sup>33</sup>、家作に関する規定（二間の家屋を合一した場合）には「一間文の役負担を行うこと」等を定めている他、「若在所へ不慮之礼米・懸ケ物候ハ、まへ〜のことく、ろく可不出事」という記述があり、惣代六人が署判している。この内容に従えば、臨時の課役が村に賦課された場合には、惣代の役料はカットされることになっているのだが、これは史料三の内容と反する。こうした規定が存在していたにも関わらず、ある程度惣代の恣意的に自らに対する負担免除が行えたとすれば、惣代の権限が他の小百姓に比して大きかったことになるが、前述のごとく安治村では惣代の交替が頻繁であり、その理由が村内の百姓の経営面などでの平均化が進展していたためと考えられるので、そうした環境下では、惣代に就任したといっても、それはあくまで一時的なもので、他の村落構成員に対して、それほど隔絶した、あるいは特権的な地位にあったとは思われない<sup>34</sup>。公事負担はここで言う「不慮之礼米・懸ケ物」に該当しないと見なされていたものであろう。



役負担の分担状況についてなお考察したい。次の史料五は、天正九年の安治村での蘆公事徴収のときに作成された証文である<sup>(35)</sup>。

【史料五】

今度よし公事之儀付而、樽錢之儀惣中次之ことく馳走可仕候、若無沙汰候ハ、林与左衛門方彦四郎二御催促候て御取可有候、我等何方へ参候共、其子細申間敷候、仍一筆如件候、

天正九年己亥卯月十八日

左衛門四郎儀付 左衛門四郎

安治惣中

請人 林与左衛門(花押)

まいる

同請人 彦四郎(花押)

この証文は、文中にもあるごとく、天正九(一五八一)年に安治村に織田政権側から琵琶湖岸の蘆公事が賦課された際に、村側から公事奉行らへの礼錢あるいは工作資金として供与されたと見られる樽錢を<sup>(36)</sup>、「惣中次之ことく」に負担することを左衛門四郎なる人物が惣中に申し入れたもので、無沙汰のときには「請人」の二人の方から受取ることができるとの保証も付いている。この場合、林ら二人は「請人」と書かれるものの、左衛門四郎の保証人としての立場にあると考えられる。左衛門四郎は、おそらく同村構成員の一人と思われるが、指出帳などを含めた他の同村関係史料にその名が見えていない。林与左衛門は、同村惣代として天正五く十一年の史料四点に名が見える「与左衛門」と同一人の可能性が高いと考えられ、同村の指導階層の一人であつて、なおかつ

名字が付されており、侍分であった可能性が高い。

この史料五は、樽銭の負担分を、左衛門四郎が、何らかの事情により他の村構成員と同時に支払えなかったため、後日の支払いを惣中に約して一筆入れているものだが、「惣中次之ごとく馳走」「我等何方へ参候共」と、本来惣次に負担する必要がないか、あるいは同村からの移転が予測されているかのような文言を含んでおり、さらに保証人として侍分らしき人物が立っている。これらのことは、左衛門四郎が在地に居住していながらも、百姓身分とは異なる階層、つまり侍分や武家被官人などであった可能性を示唆している。そうした階層が、百姓中なみに村役負担の一部を受け持つことも、先の「惣之帳」の記述と合わせて考えれば、この当時は状況によってはあり得たことなのである。

公役のうち、金銭または米等の形で抛出される以外の役、つまり労働役については、安治村では陣夫役九人が定められていたこと<sup>(37)</sup>、また前述の蘆公事の際に、蘆刈り夫としての実労働力として、奉行・下代などの監督の下で百姓が動員されたことなどの事実が見られる<sup>(38)</sup>。

この蘆公事については、その用益権の絡みで、安治村と近隣の須原村（現野洲市須原）との間でしばしば相論が発生していたらしく、以下の史料六も、そうした状況の中で作成されたものである<sup>(39)</sup>。

#### 【史料六】

天正拾年午三月八日二、安治浦之夫蘆、御上様へ被差上候付而、かのす原村より何ものかけくミ、新四郎様へ申上、おき候処、我々之領ないおき候八んと申入候へ共、此方之領之内におき候間、自然重而之公事有

(候時カ)

□□にも申候はんかと存候にて、在所之物共皆々まいり、御下代衆井口清六方処二御入候間、此理申入候へハ、其方之領之内にて候ハ、す原村へ其分御申候ハんと御請取、後日おほえのために此如候、

これは前出「く惣之帳」の一部で、天正十(一五八二)年三月に、織田政権側の奉行(当時この地域は信長直領)が公事の一部として、現地百姓を動員して安治村の蘆を刈らせた際、隣村の須原村がその蘆の一時保管場所に関して自村内に置くべきと主張し、奉行と思われる新四郎という人物にその旨申し入れをしているのである。この動きには湖岸の蘆の用益権が関係していると見られる。それに対し、安治村側はやはり隣村の一つ、井口村(現野洲市井口)の在地侍分と見られる井口清六の家に詰めていた「御下代衆」のところに談判に行き、今回の蘆は安治村の領内であるから、須原村の方にその旨言い伝えるという趣旨の言質を取っているのである。

ここで見られる「御下代衆」は、この公事蘆徴収に関連して、奉行の下で百姓の動員や監督に当たるものであろう。その出身は、他の安治村の文書に「下代八夫やぶの少将」「堤の下代衆」といった表現が散見されるため<sup>(40)</sup>、安治村周辺の兵主郷内村落に居住している在地の侍分クラスである可能性が高い。またこの一件に伴って、村内でも蘆刈りに関する規定を行っておく必要が生じたと思われる、この時期蘆に関する村掟が制定されている<sup>(41)</sup>。さらに須原村との間でも、蘆や湖岸の網使用に関わる証書類が作成され<sup>(42)</sup>、村内外で一種の在地の法による規制とも言うべき環境が形成されていく。

のち江戸前期に至り、近江に限らず各地の村落において、旧侍分クラスとその他の小百姓との間で役負担の公平化を求める村方騒動・相論が発生した際にも、この織豊期から江戸初期の諸規定が論拠となり、それが侍分や

上層百姓（侍分と共通する場合が少なからずあったものと思われる）の村落内部での地位・特権を維持する手段となつたとも考えられる。

移行期の諸役負担関係の内容や、その及ぶ範囲を規定したこの時期の村掟・定書や、他村との約定、そうしたものの成立過程を記した諸記録類は、後世そうした方向で村落の構成員を規制することになるのである。

## おわりに

以上、移行期の近江村落の村役及び公役負担の実態を在地史料から抽出し、当時既に村内に存在し、また新規に構築されたと思われる負担に関わるシステムを見てきた。ここでは村役及び公役の負担関係が、村落内各階層、特に指導的階層にとつての自らの村政との関わり、また権威・地位を維持する上での重要なファクターとなっていることが、部分的ながらも明らかになつたと考える。

そしてその変更は、村落指導層の戦国期以来の地位に変質をもたらすものであり、侍分なり上層百姓にとつては他の小百姓との相対化を迫るものとなつた。そのため慶長期頃以降に、そうした階層が内部で諸役負担に関する取決めを新たに実施し、役規定の確認あるいは新規に一定の部分で固定化を図ることによつてその立場の保持を目指したのである。この動きは移行期の政権交代また収奪体制の変化に伴つて、以後頻発することとなる在地村落間相論や村落の負担増大といった流れの中で行われたため、各種村掟などの村法や相論記録・起請文・誓約書などいろいろな形態を持つ史料の内側に現れている。

すなわち村掟・定書などという形で、村の構成員にとつての村を、一種の法人組織化して擬似的な「公」に転ずることにより、近世的な役負担体系への変質が成されていったものと考ええる。またそうした規定によつて、村落上層たる惣代・庄屋ら、また特殊身分百姓たる侍分クラスは、役負担に関して一定の譲歩を小百姓側に示しつつも、それをあるレベルまで押さえることで、戦国期あるいはそれ以前からの既得権や既成の村落内部での地位を維持すべく尽力していたものであろう。

同様に前述の「安治村惣之帳」などに存在した役負担分担の内容や在地村落間相論の記録が具体的かつ多数残されるようになったことも、やはり村掟の制定と類似の性格を持つものと見ることができよう。これは一種の判例であり、先例を重視する当時の、あるいは江戸時代の在地社会にあつては、以後予想される再相論なり役負担の再考を求める小百姓側ら村落構成員の闘争に備えた、既成事実の積み重ねの一部となるものである。その意味で、この村の記録や村掟は組織体としての村落にとつて先々有利な状況を作り出す論拠となるものであると同時に、近世初期から前期にかけて<sup>(43)</sup>、諸役負担の平準化や割付方式の変更を目指し庄屋・侍分らと争う小百姓らに不利な状況をもたらす可能性があり、村構成員の大部分を占める人々にとつては諸刃の剣とも言えるものであつた。

またそうした社会変化の中で、この織豊政権期頃から近江諸村で各種村内規定たる村掟の制定が頻繁に行われるようになることも注目すべき重要な現象の一つであろう。もちろんそれ以前にも、この地域で地下掟や惣定といった形で村落構成員の行動や負担を規定する定書は当然存在していた<sup>(44)</sup>。しかし既に見てきたごとく、上級権力側による新たな陣夫役・公事役等の賦課がなされ、給人別・出入作別など細部にわたる指出の徴収、それを

監督する在地下代制度の設定などによって年貢収奪が強化され、村切・身分統制等の実施が成されたこと<sup>(45)</sup>、従来の村落内部の諸階層間関係に少なからぬ変質が生じたものと考えられる。また量的・質的に変化した公役の分担と、それに伴った経済状態の逼迫や、周辺村落また上級権力側との交渉経費などの必要により、村が村落構成員各人に課す村役も増大していったことは確かであろう。

そうした事態に対応するため、同時に村落の各階層（特に上層百姓クラス及び在地侍分）が既存の地位・権限・権威等、自らの存立基盤の重要部分を成すものの維持を図り、他の階層（前述二階層間の相互関係をも含む）との関係を新たに設定し、もしくはそれを、村落を取り巻く状況変化に適応した形に再構築しようと意図し、各部分を規定する村掟・村極等を作成していく作業を試行錯誤的に繰り返した結果として、この時期の村掟多数が残されることになったのではないか。本論は村掟論の展開を主眼としてはいないが、この問題も該当期の村落を知る上で、重要な指標となるものの一つであり、今後なお検討を要する課題としてあげておく。

こうした移行期村落の役負担体系における村掟・村極等の重視への傾向が、近世に入って上級権力、すなわち幕府・藩法の村としての受容と、その従来からの村掟に明確に対立しない限りの利用、一方で公的権力への依存といった状況を招来することとなるのである。その過程で、侍分の百姓身分への固定化などの村落内諸階層間の立場の変化に伴って負担分配への小百姓らの不満が増大していくのはむしろ当然であり、それに関わる闘争から、横田冬彦氏の言う「法の村請」といった事態も生じてくるものと考えられ<sup>(46)</sup>、そうしたことを通じての村の公的権力への依存、同時にある部分では従来の中世的村落指導階層による自身の地位・既得権維持を目指す方向との相克が発生したものであろう<sup>(47)</sup>。

以上の史料分析と考察により、移行期村落内の役負担関係と、そこから発生した村落規程などを検討することで、当時の村落のおかれた状況、村落内部の階層相互の相克、その変質のありようの一部なりとも解明することに寄与できたと考える。さらに近江以外の村落にも考察の範囲を拡大し、村掟論の検討とも合わせてなおこれらの問題を追及していく考えである。

注

- (1) 水本邦彦『近世の村社会と国家』（東京大学出版会、一九八七年）第二部第三章。
- (2) 菅原憲二「近世村落と村入用」（『日本史研究』一九九号、一九七九年）。
- (3) 藤木久志『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、一九九七年）各章、及び宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）第二・三など。
- (4) 横田冬彦「近世村落における法と掟」（『文化学年報』五号、一九八六年）。
- (5) 村役の肉体的負担部分つまり労働提供に関しては、岩城卓二「近世村落と村役労働」（『日本史研究』三二四号、一九八九年）に詳しい。
- (6) 以下紹介する安治村の他、既に仲村研『中世惣村史の研究』（法政大学出版局、一九八四年）などの惣村・村落商業研究で有名な今堀郷各村や、同様に湖北の菅浦村などに集中的に村落史料が残存しているという状況が見られる。
- (7) 安治区有文書。以下特にことわりのない場合には同区有文書。現在野洲市安治（旧中主町安治）地区の

区有文書として伝来しており、旧中主町教育委員会が写真版を作成している。本論で使用している同文書は、原本・写真版と照合し確認している。これを分類整理した目録として『安治区有文書目録』（駒沢大学織田信長研究会編、一九八〇年）、及び『近江国野洲郡安治区有文書目録 戦国・近世の湖の村の素顔』（中主町教育委員会編、一九九五年）がある。以下の注に記載した同文書の目録番号は、後者の目録に基づく。同村に関する研究としては、その史料をもとに織田政権指出徴収・家数把握等による在地把握の実状、借材増大による村の財政逼迫等を明らかにした脇田修『織田政権の基礎構造織豊政権の分析Ⅰ』（東京大学出版会、一九七五年）第五章が最も詳細である。

(8) 「いろいろ帳」。目録一号。なおこの帳は、同区有文書中最も古いものである。

(9) 「安治村惣之帳」。同前七〇号。

(10) この史料一の件も含め、当時の在地村落での侍分の立場や活動に関しては、拙著『戦国織豊期の在地支配と村落』（校倉書房、二〇〇三年）第一部第三章・第二部第三章で詳しく検討した。また吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』（校倉書房、二〇〇〇年）、西村幸信『中世・近世の村と在地社会』（思文閣出版、二〇〇七年）第一部第四章を参照。

(11) ここで言う「惣かり」とは、惣村組織としてではなく、「総借り」つまり村全体としてという程度の意味で使用されているとも取れるが、どちらにせよ在地侍分が、惣もしくは村落またはその両方に帰属するものと見られていたことは確かであろう。

(12) この起請文の分析に関しては、高牧實「湖東の門徒と元龜の起請文」（『徳川林制史研究所研究紀要』昭



和五十一年度、一九七七年)、藤田恒春「元亀の起請文について」(『史林』六九―一、一九八六年)、同「信長侵攻期近江南部の村と『元亀の起請文』」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七〇、一九九七年)に詳しい。なお前掲拙著第二章第二部第二章参照。

(13) 蓮井家文書、『近江栗太郡志』(同郡編、一九二六年)一所収。富田・立花両村は、当時から既に連合村落的な形態を取っていたらしく、ここで「惣百所惣代」が両村名を共に書いていることも、そうした理由による。明治に至り合併して立田村。侍分惣代富田らは、必ずしも百姓惣代のように隣村と連合するという意図を持っていなかったものか。

(14) もちろん名字や官途の有無のみで、この当時の在地における侍分と百姓の身分的区分を断定的に論じることができない。しかし一方、後世の史料になるが、元禄九(一六九六)年三月付の神崎郡種村(現東近江市種)の「覚」では、「種村者、従往古名字をなりの候百姓者侍方と申、文使役相勤来候、名字無之百姓方者仲間方と申、棒役相勤来申候」とあり、名字の有無が、在地において侍分と百姓を区別する重要な要素になっていたことを示す史料も存在する。同文書は大橋家文書、『近江神崎郡志稿』(同郡教育会編、一九二八年)上所収。なお同時期の近江などの在地村落における名字のあり方に関しては、坂田聡『苗字と名前の歴史』(吉川弘文館、二〇〇六年)を参照。

(15) 同村指名の各史料(断簡含む)によると、給人の部分に蔵入(安土城蔵入分)や寺領分と共に「井口清六」「神館」「(八夫)少将」などの人物名が現れる。これらは安治村近隣の井口村・八夫村などに居住していた在地侍衆クラスと思われる。「神館」は本文中でも言及している兵主神社の神官で、侍分化していた者を

指す。安治村自体に居住する侍分が含まれているかは不詳。

(16) 天正九年三月に安治村で蘆公事が徴収された際に、隣村須原村とその保管場所などの件をめぐり相論となり、周辺の堤村侍分と思われる六条正次ら六人が、仲人として両村の和解を斡旋している。「六条正次等連署書状」、目録五九号。

(17) 「安治村屋敷指出断簡」、同前七八―一号など。

(18) 「かき取り」同前一〇九号、「すし」一一〇号。別の「かき取り日記」が一一三号。いずれも天正十六年閏五月八日の日付がある。

(19) 宇川共有文書。『宇川共有文書調査報告書』下巻（水口町立歴史民俗資料館編、一九九六年）所収。

(20) 相論・村政等の史料を合わせ、同前報告書上巻（同前資料館編、一九九七年）と下巻に共有文書の一部が分載所収されている。

(21) 「岩坂長左衛門目安二被上候偽之覚」。同前報告書下巻所収。ほぼ一致する内容を持つものが三通存在する。

(22) 織田政権期のこの地域の指出検地に関しては、脇田前掲書第四章に詳しい。

(23) 「安治村検地申状案」、目録五八号。

(24) 兵主神社文書、旧中主町教育委員会所蔵写真版。東京大学史料編纂所所蔵影写本と照合。両者には文書の全体数など、若干の異同がある。

(25) 同前文書、明応二（一四九三）年閏四月十六日付兵主郷築衆中宛出羽守（伊庭貞隆）判物。

(26) 同前文書、天文十五(一五四六)年八月二十七日付兵主宮社家中宛六角氏奉行人連署奉書。署判している六角氏奉行人は、宮木賢祐と後藤高雄の二人である。

(27) 「舩せんあつめ日記」、目録一〇八号。

(28) 舩については、高橋昌明『湖の国の中世史』(平凡社、一九八七年)を参照。

(29) 「納舩年貢米之事」、目録一〇七号。

(30) 「安治村家数之内後家共之事」、同前九〇号。

(31) 「安治村諸役割覚」、同前三号。

(32) この惣代の異動はほぼ全ての惣代登場史料に及び、中には同年同月中でも異なる惣代が現れている例もある。基本的に月番で勤めていたものと思われるのだが(「当行事」と書かれている人物も見られる)、交替のルールやその時期が明確ではない。なお拙稿「織豊期の村の運営―近江の安治村―」(藤木久志・荒野泰典編『莊園と村を歩く』所収、校倉書房、一九九七年)を参照。

(33) この家役置目は、同時期に作成された三通の類似史料の内の一つである。まず天正五年十一月十五日付で「定安治村家之事」(目録一五号)という定書があり、これには家屋合一や家破却・再建の際の規定が存在する。次に翌月十五日に作成されているものが、ここで紹介した「家やくおきめ事」(同\*号)<sup>(目録マ)</sup>である。さらに日付がないが内容的に同時期に作成されたと断定してよい「定安治村家やくおきめ事」(同一六号)があり、これも家屋合一への対応等の条項を規定している。それぞれ罰則規定のあるなしなど、文言に若干相違があるが、同村家役規定作成の一連の作業の中で、試行的に作られていったと考えられる。

(34) 既述のごとく、安治村の家数は天正七年の史料で本家・後家合わせて四二軒であったが、天正五年から文祿二年の史料に現れる惣代の人数は、三二人である(延べ人数ではない)。世代交代している家もある可能性はあるが、一軒から一人が惣代として出ているとすると、単純に計算して村全体の四分の三の家から惣代が出ていることになる。これはこの村において、惣代が村構成員の持ち回りのな役であったことを示しているものと考えられよう。

(35) 「よし公事樽銭之儀に付誓文」、目録六二号。

(36) この「樽銭」は、前述「安治村惣之帳」の記述の一部に、天正十年指出の際「御奉行衆四人迄二あさめしお申入候」とあるので、その食費等に使用された、文字通りの「樽銭」であった可能性もある。

(37) 「佐久間定栄書状」、目録一八号。「安治村陣夫指出状」同前二四号では六人。

(38) 前出注(35)誓文。「上様之御用与被仰候て安治村よし御からせ候」。

(39) 前出注(9)「安治村惣之帳」。

(40) 在地侍分の「下代」の立場・地位に関しては、前掲拙著第一部第二章を参照。

(41) 「定安治村よしの掟之事」、目録六三号。

(42) 「安治浦蘆出入二付一札」、同前八二号。また須原村に「安治村年貢地」の湖岸利用を禁じた一札を取っており、これは同前八三号。

(43) ここで近世初期と言っているのは、近世権力による一応の村落支配制度が定まったと考えられる寛永年間頃までを目安としている。また前期とは、畿内近国の村落で一部富農による土地集積と地主化が進展し、

村落内諸階層の相互関係が大きく変質し始める元禄期頃までとしたい。幕藩体制の基盤整備がほぼ終結を見たという観点から、その間の寛文・延宝期に近世前期の画期を求める考え方も有力であるが、ここではあくまで村落内階層の質的变化という点を主に時期区分を行っている。

(44) 例えば今堀では、惣中の衆議定書と思われる神事関連の規定書が応仁四(一四七〇)年に出されており、また「今堀地下掟之事」と題する二十条から成る定書が延徳元(一四九一)年に作成されている(仲村研編『今堀日吉神社文書集成』所収三八九号・三七号)。

(45) 有光友学「近世畿内村落の成立をめぐって——とくに『村切』と分村の問題——」(静岡大学人文学部人文学科研究報告『人文論集』二〇号、一九六九年)。

(46) 横田前掲論文。

(47) 水本邦彦『近世の郷村自治と行政』(東京大学出版会、一九九三年) 第二部第六章などを参照。